

京都市告示第 2 7 7 号

児童福祉法（以下「法」という。）第 2 4 条の 3 7 の規定により、次のとおり法第 2 4 条の 2 6 に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和 2 年 8 月 1 3 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社 LITALICO（代表取締役 長谷川 敦弥）

2 申請者の主たる事務所の所在地

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号

3 事業所の名称

LITALICO ジュニア烏丸教室

4 事業所の所在地

京都市下京区童侍者町 1 6 1 綾小路スクエア 9 階

5 指定する事業の種類

児童発達支援 保育所等訪問

6 指定年月日

令和 2 年 8 月 4 日

7 事業所番号

2 6 5 0 4 0 0 1 2 6

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）